

今、携帯電話は、ほとんどの方が所有し、乗り物の中でも、また歩きながらでも操作している姿をよく見かけます。大人だけでなく青少年への普及も進んでいます。2012年の全国学力・学習状況調査では、小学6年生の携帯電話所有率の全国平均は35.9%、中学3年生では61.5%となっています。また、高校生の携帯電話所有率はすでに90%を超えており、今後は、より高性能のスマートフォン所有率が上昇してくるのは間違いないでしょう。

携帯電話やスマートフォンの所有が容易になる一方で、青少年がネット犯罪に巻き込まれる例は後を絶ちません。関係機関へは、ブログやコミュニティサイト上でのいじめ、ネットゲームでの金銭トラブル、出会い系サイトなどさまざまな相談が寄せられています。また、フィルタリング（有害サイトアクセス制限サービス）の啓発などまだまだ課題があります。

先日、自分の息子にスマートフォンをクリスマスプレゼントとして贈った母親の手紙が話題になりました。この手紙は18項目の契約書となっており、その契約に従わない場合、スマートフォンは解約されることになっています。その

## 「ちょっと休憩」

契約書の中で、特に感慨深かったのは、「携帯をたまには家に置いて出かけ、そうしても別に不安でないことを確かめること」「目線は見上げていること、自分のまわりで起こっている世界を見ること、窓の外を見ること、鳥の声を聞くこと、他人と話してみること、Google検索せずに疑問を考えること」の2項目でした。自らの五感で感じることの大切さや人とのコミュニケーションの大切さを論ず中に、子どものことを真摯に考え、子どもの生きる力を育てようとする母親の愛情を感じました。

便利さに慣れてしまい、便利なツールが無くては生きていけない。日常生活を「ちょっと休憩」して、大きな空を見上げながら深呼吸をしてみませんか？何か新しい発見があるかも知れませんよ。

\*このシリーズはあなたとあなたの周りにいる人の間に温かなつながりが生まれることを願い、人権について考えるきっかけになることを目的としています。

※お問い合わせは  
人権啓発広報委員会

(☎880・6569) まで